

「株主優待制度」の変更について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は昨年度より導入した株主優待制度の利便性をより高めるため、本年度から制度内容を変更することとしましたのでお知らせいたします。

現行の当社株主優待制度は、当社株式を1,000株以上所有されている株主で、かつ当社の個人向けクレジットカード「ENEOSカード」の会員(家族カード会員も含む)の方を対象としており、ENEOSカード利用代金の請求に際して、カード利用金額から9月末現在の所有株式数に応じた還元金額を差し引く制度です。

今回の変更で、このENEOSカード利用代金の還元と併せ、新たにENEOSプリカ(株式会社クオカード発行の当社オリジナルプリペイドカード)贈呈を選択肢として加えました。

ENEOSプリカはENEOSプリカ加盟店(約2,500カ所のENEOSサービスステーション)の他、主要コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等のクオカード加盟店でご利用頂けます。

本制度変更によって、より多くの株主の皆様は株主優待制度をご利用頂くことを目指しております。

記

1. 株主優待制度内容の変更

| 項目 | 旧制度(2006年度) | 新制度(2007年度以降) |
|------|----------------|--|
| 優待内容 | ENEOSカード利用代金還元 | 以下の選択制(2種類のうちいずれか) (1)ENEOSカード利用代金還元 (2)ENEOSプリカ |

※1 上記、(1)、(2)をいずれも選択されない株主に対しては、翌年版のENEOSオリジナル企業カレンダーを送付いたします(希望者のみ)。

2. 株主優待金額(年間)

| 保有株式数 | ENEOSカード利用代金還元金額 またはENEOSプリカ額面額 |
|--------------|------------------------------------|
| 1,000～1,999株 | 3,000円 |
| 2,000～2,999株 | 4,000円 |
| 3,000株以上 | 5,000円 |

3. 株主優待の対象株主

毎年9月末時点の株主名簿に記載された1,000株以上を保有する株主

4. 株主優待開始時期

1. ENEOSカード利用代金還元を選択された場合

翌年4月請求分から、株主優待還元金額を差し引いてカード利用代金を請求いたします。なお、4月の請求金額が還元金額に満たない場合は、残余の還元金額は翌月に降に繰越し(繰越し期限は1年間)となります。

2. ENEOSプリカを選択された場合

翌年4月中旬に送付いたします。

5. 問い合わせ先

株主優待制度について:株主優待受付事務局/0120-35-3011

※営業時間 9:00-17:30(日曜・祝日を除く)

プレスリリースについて:広報部広報グループ/03-3502-1124

以上

 株主向け優待制度パンフレット(231.0KB)